

特定非営利活動法人 寝屋川市親子金融経済学校定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人寝屋川市親子金融経済学校という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を大阪府寝屋川市成美町23番8号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、企業、学生、児童、保護者等に対して、金融経済教育に関する事業を行い、社会教育の推進を図るとともに、人材育成等に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動。
- (2) 経済活動の活性化を図る活動。
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動。

(事業)

第5条 この法人はこの目的を達成するため、次の事業を行う

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 企業の社員教育に直接参画する事業
- ② 既存教育機関に対する金融経済教育補完事業
- ③ 地域人材の地産地消事業（人材育成事業とその相互の利点を補う）

(2) その他の事業

- ① 親子金融経済教育等に関する書籍等の普及
- ② YouTube・IT利用による金融経済教育普及事業
- ③ 地方自治体に対する親子金融経済教育補完啓蒙事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」

という)上の会員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 準会員 この法人の事業を補佐するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由のない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上の会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為等をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事7人

(2) 監事2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1

人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選定されていない場合には任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は事務局長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度、1回開催する。

2 臨時総会は次の各号一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつ

て、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事はこの定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記する。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

（資産の管理）

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

（事業計画及び予算）

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、且つ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

(1) 議会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲示して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	廣 瀬 亮 一
副理事長	宮 脇 美 雄
理事	兼 若 就
理事	岡 本 剛
理事	池 田 剛
理事	原 田 茂 幸
理事	廣 瀬 光子
監事	奴久妻 清子
監事	宮 川 美香

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初入会金及び会費は第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 1,000 円
正会員会費 月額 20,000 円
 - (2) 準会員入会金 1,000 円

役員名簿

特定非営利活動法人 寝屋川市親子金融経済学校

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ひろせ きよかず 廣瀬 亮一		報酬有
副理事長	みやわき よしお 宮脇 美雄		報酬有
理事	かねわか しゅう 兼若 就		報酬無
理事	おかもと つよし 岡本 剛		報酬無
理事	いけだ つよし 池田 剛		報酬無
理事	はらだ しげゆき 原田 茂幸		報酬無
理事	ひろせ みつこ 廣瀬 光子		報酬有
監事	ぬくずま きよこ 奴久妻 清子		報酬無
監事	みや がわ み か 宮川 美香		報酬無

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人

寝屋川市親子金融経済学校

設立代表者 廣 瀬 亮 一

1 趣 旨

- ① 企業に対しては、その構成員に関する金融経済教育を行い、財務の専門知識の向上養成を図る。
- ② 北大阪地域等の金融経済教育における学校の補完事業として、地域の学生、児童、保護者等の金融経済能力と知識の向上を図る。
- ③ 寝屋川市親子金融経済学校の目的を達成するための指導技術の向上を図る。
- ④ 財務分野の能力にたける人材を育成し、北大阪地域の企業にこれを紹介し、一方、北大阪地域の学生・学校に対しては北大阪地域の企業に財務に秀でた学生を紹介する金融経済教育の「地産地消型」補完教育を目指す。

2 申請に至るまでの経過

① 一つ目の動機。

1970年当時の日本社会、大学志向への偏重から商業学校が淘汰され、金融経済教育に大きな空白期間が生まれました。その頃、「こどもけいざいセミナー」が寝屋川市の成美校区で摂南大学とのコラボレーションで行われました。このままでは諸外国に後れを取る。2017年夏休みに寝屋川市成美小校区地域協働協議会で実験的に上記のコラボが実現しました。

② 二つ目の動機

IT社会の到来と経済の原理を忘れる弊害。その結果、経済の原理を学ぶことも、経済指標や財務諸表作ること読み解くことも出来ない大人があふれることになりました。社会では、お金大切さが忘れられ、勤労感謝の日の意味が忘れられ、詐欺や闇バイトなどで社会不安が生じる結果となりました。実際のお金がどのように動くのかを教えなければなりません。小学生になれば「貯金通帳」をもたせましょう。教科書の編集に邁進していた時期で、この間10年は要しました。

③ 忙しすぎる先生方の金融経済教育の補完活動を決意しました。この計画は企業・大学・親子の三位一体の計画を関係団体とともに現在行い始めているところです。

④ 法人設立の必要性 私たちは三位一体を目指していますが、企業に働きかけるとき、株式会社に対して社会的使命を訴えるためにはNPO法人設立がその趣旨に合致するとの判断です。

初 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人寝屋川市親子金融経済学校

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、金融経済教育専門教育指定業者としての活動を中心に企業、大学、夜間高校、中学、小学生、及び保護者の経済知識の向上を図り、また一方では社員の指導スキルを磨く事業を行う。その結果、寝屋川市や北大阪地域の経済教育レベルの向上を目指す。

II 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

【内容】

- ①企業の社員教育に直接、参画する事業。
- ②既存教育機関に対する金融経済教育補完事業。
- ③人材の地産地消事業（学生と企業の、人材の育成事業とその相方のメリットを利用し合う）。

【実施場所】

（企業の社員教育は企業内施設）・（学生、生徒、児童、保護者の教育は市民会館や産業会館やコミュニティーセンター 等）

【実施日時】

講義、指導の時間 1単位＝1時間 土曜、日曜日 2単位 午前10:00～12:00

【事業の対象者】

企業の構成員・学生・生徒・保護者等

【収益】①企業受講生

（企業1単位1時間@1000 「2単位制」＝2,000円）

企業受講生（最低受講生数5名×@2,000円＝10,000円）

事業対象企業50社×受講生10,000＝500千円

②その他受講生

（その他1単位1時間@500円

その他受講生（最低受講生数5名×5,000円）

事業対象その他50人 50人×5,000＝250千円

③入会金@1,000円（企業入会）50社×1,000円

①＋②＋50,000円＝800千円

【費用】① 企業受講生

人件費330千円（2単位制と1単位制）

III その他事業

当該年度はその他事業の実施の予定していません。

翌年度事業計画書

令和9年4月から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人寝屋川市親子金融経済学校

I 事業の実施方針

設立翌年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、金融経済教育専門教育指定業者としての活動を中心に企業、大学、夜間高校、中学、小学生、及び保護者の経済知識の向上を図り、また一方では社員の指導スキルを磨く事業を行う。その結果、寝屋川市や北大阪地域の経済教育レベルの向上を目指す。

II 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

【内容】

- ①企業の社員教育に直接、参画する事業。
- ②既存教育機関に対する金融経済教育補完事業。
- ③人材の地産地消事業(学生と企業の、人材の育成事業とその双方のメリットを利用し合う)。

【実施場所】

(企業の社員教育は企業内施設)・(学生、生徒、児童、保護者の教育は市民会館や産業会館やコミュニティーセンター等)

【実施日時】

講義、指導の時間 1単位=1時間 土曜、日曜日 2単位 午前10:00~12:00

【事業の対象者】

企業の構成員・学生・生徒・保護者等

【収益】①企業受講生

(企業1単位1時間@1000 「2単位制」=2,000円)

企業受講生(最低受講生数5名×@2,000円=10,000円)

事業対象企業100社×受講生10,000=1,000千円

②その他受講生

(その他1単位1時間@500円)

その他受講生(最低受講生数5名×5,000円)

事業対象その他100人 100人×5,000=500千円

③入会金@1,000円(企業入会)100社×1,000円

①+②+100,000円=1,600千円

【費用】① 企業受講生

人件費330千円(2単位制と1単位制)

III その他事業

当該年度はその他事業の実施の予定していません。

初年度活動予算書

特定非営利活動法人 寝屋川市親子金融経済学校
設立の日から令和9年3月31日まで (単位 円)

科 目	金 額		
1 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	50,000	50,000	
賛助会員受取会費	0	0	
2 受取寄付金			
受取寄付金	0		
施設等受入評価益	25,000	25,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
親子金融経済学校	750,000	750,000	
5 その他収益			
受取利息	1,500		
雑収益	5,000	6,500	
経常収益計			831,500
Ⅱ 経常費用			
事業費			
(1)人件費			
給与手当	300,000		
講師料	165,000		
法定福利費	50,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	50,000	565,000	
人件費計			
(2)その他経費			
会議費	5,000		
旅費交通費	20,000		
施設評価費用	50,000		
燃料費	50,000		
減価償却費	50,000		
支払利息	1,500		
印刷代	75,000	251,500	
事業費計			816,500
Ⅲ 経常外費用計			
当期正味財産増加額			40000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			40,000

※当該年度はその他事業の実施を予定していません。

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人 寝屋川市親子金融経済学校

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(単位 円)

科 目	金 額		
1 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	100,000	100,000	
賛助会員受取会費	0	0	
2 受取寄付金			
受取寄付金	0		
施設等受入評価益	50,000	50,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
親子金融経済学校	1,500,000	1,500,000	
5 その他収益			
受取利息	3,000		
雑収益	10,000	13,000	
経常収益計			1,663,000
II 経常費用			
事業費			
(1)人件費			
給与手当	600,000		
講師料	330,000		
法定福利費	100,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	100,000	1,130,000	
人件費計			
(2)その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	40,000		
施設評価費用	100,000		
燃料費	100,000		
減価償却費	50,000		
支払利息	3,000		
印刷代	150,000	453,000	
事業費計			1,583,000
III 経常外費用計			
当期賞味財産増加額			80,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			80,000

※当該年度はその他事業の実施を予定していません。